

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 4 章 船舶・航空機統計	第 4 章 船舶・航空機統計
43 資 料 船舶・航空機統計を作成するために使用する資料は、次のとおりである。	43 資 料 船舶・航空機統計を作成するために使用する資料は、次のとおりである。
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 船長陳述書（関税法施行令第 12 条 <u>《外国貿易船の入港手続》第 5 項</u> ）	(2) 船長陳述書（関税法施行令第 12 条 <u>《外国貿易船の入港届等の記載事項》第 2 項</u> ）
(3)～(8) (省略)	(3)～(8) (同左)

## 新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前																	
別紙第 2		別紙第 2																	
<p>税 関 符 号 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>符号</th> <th>事 務 所 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 0 0 0～ 5 4 0 0</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td><u>5 4 0 3</u></td> <td><u>四日市税関支署尾鷲出張所</u></td> </tr> <tr> <td>5 4 3 0～ 9 0 7 0</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>		符号	事 務 所 名	1 0 0 0～ 5 4 0 0	(省略)	<u>5 4 0 3</u>	<u>四日市税関支署尾鷲出張所</u>	5 4 3 0～ 9 0 7 0	(省略)	<p>税 関 符 号 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>符号</th> <th>事 務 所 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 0 0 0～ 5 4 0 0</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td><u>5 4 2 0</u></td> <td><u>四日市税関支署尾鷲出張所</u></td> </tr> <tr> <td>5 4 3 0～ 9 0 7 0</td> <td>(同左)</td> </tr> </tbody> </table>		符号	事 務 所 名	1 0 0 0～ 5 4 0 0	(同左)	<u>5 4 2 0</u>	<u>四日市税関支署尾鷲出張所</u>	5 4 3 0～ 9 0 7 0	(同左)
符号	事 務 所 名																		
1 0 0 0～ 5 4 0 0	(省略)																		
<u>5 4 0 3</u>	<u>四日市税関支署尾鷲出張所</u>																		
5 4 3 0～ 9 0 7 0	(省略)																		
符号	事 務 所 名																		
1 0 0 0～ 5 4 0 0	(同左)																		
<u>5 4 2 0</u>	<u>四日市税関支署尾鷲出張所</u>																		
5 4 3 0～ 9 0 7 0	(同左)																		

## 新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後		改 正 前	
別紙第 3		別紙第 3	
港 符 号 表		港 符 号 表	
港符号	開 港 ( 港 区 ) 税 関 空 港 名	港符号	開 港 ( 港 区 ) 税 関 空 港 名
1 0 0	(省略)	1 0 0	(同左)
1 0 3	東京国際 <u>(空)</u>	1 0 3	東京国際
1 0 4	成田国際 <u>(空)</u>	1 0 4	成田国際
1 2 0 ∼ 1 2 3	(省略)	1 2 0 ∼ 1 2 3	(同左)
1 2 4	新潟 <u>(空)</u>	1 2 4	新潟空港
1 2 5 ∼ 2 4 6	(省略)	1 2 5 ∼ 2 4 6	(同左)
2 4 7	百里 <u>(空)</u>	2 4 7	百里
2 5 0 及び 2 5 2	(省略)	2 5 0 及び 2 5 2	(同左)
2 5 3	福島 <u>(空)</u>	2 5 3	福島空港
2 6 0 及び 2 6 2	(省略)	2 6 0 及び 2 6 2	(同左)
2 6 5	仙台 <u>(空)</u>	2 6 5	仙台空港
3 0 0 ∼ 3 2 0	(省略)	3 0 0 ∼ 3 2 0	(同左)
3 2 1	岡山 <u>(空)</u>	3 2 1	岡山空港

## 新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後		改 正 前		
3 2 2～ 3 4 6	(省略)		3 2 2～ 3 4 6	(同左)
3 4 7	広島 <u>(空)</u>		3 4 7	広島 <u>空港</u>
3 5 0	(省略)		3 5 0	(同左)
3 5 1	美保 <u>(空)</u>		3 5 1	美保
3 5 2～ 3 6 4	(省略)		3 5 2～ 3 6 4	(同左)
3 6 5	高松 <u>(空)</u>		3 6 5	高松 <u>空港</u>
3 6 6～ 3 7 5	(省略)		3 6 6～ 3 7 5	(同左)
3 7 6	松山 <u>(空)</u>		3 7 6	松山 <u>空港</u>
3 8 0～ 4 0 3	(省略)		3 8 0～ 4 0 3	(同左)
4 0 4	関西国際 <u>(空)</u>		4 0 4	関西国際
4 2 2～ 4 4 2	(省略)		4 2 2～ 4 4 2	(同左)
4 4 3	富山 <u>(空)</u>		4 4 3	富山 <u>空港</u>
4 5 0 及び 4 5 2	(省略)		4 5 0 及び 4 5 2	(同左)
4 5 3	小松 <u>(空)</u>		4 5 3	小松
4 6 0～ 5 0 0	(省略)		4 6 0～ 5 0 0	(同左)
5 0 2	中部国際 <u>(空)</u>		5 0 2	中部国際

## 新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後		改 正 前		
5 0 4～ 5 2 3	(省略)		5 0 4～ 5 2 3	(同左)
5 2 4	静岡 <u>(空)</u>		5 2 4	静岡 <u>空港</u>
5 4 0	(省略)		5 4 0	(同左)
(削除)	(削除)		<u>5 4 2</u>	尾鷲
5 4 3～ 6 0 4	(省略)		5 4 3～ 6 0 4	(同左)
6 0 5	福岡 <u>(空)</u>		6 0 5	福岡
6 0 6	北九州 <u>(空)</u>		6 0 6	北九州
6 2 0～ 6 6 0	(省略)		6 2 0～ 6 6 0	(同左)
6 6 1	大分 <u>(空)</u>		6 6 1	大分 <u>空港</u>
6 6 2～ 6 7 0	(省略)		6 6 2～ 6 7 0	(同左)
6 7 1	宮崎 <u>(空)</u>		6 7 1	宮崎
6 7 2～ 7 0 3	(省略)		6 7 2～ 7 0 3	(同左)
7 0 4	長崎 <u>(空)</u>		7 0 4	長崎 <u>空港</u>
7 0 5～ 7 2 0	(省略)		7 0 5～ 7 2 0	(同左)
7 3 0	佐賀 <u>(空)</u>		7 3 0	佐賀 <u>空港</u>
7 4 0～ 7 4 3	(省略)		7 4 0～ 7 4 3	(同左)
7 4 4	熊本 <u>(空)</u>		7 4 4	熊本 <u>空港</u>

## 新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後		改 正 前		
7 4 5 及び 7 5 0	(省略)		7 4 5 及び 7 5 0	(同左)
7 5 2	鹿児島 <u>(空)</u>		7 5 2	鹿児島 <u>空港</u>
7 5 3 ~ 8 1 1	(省略)		7 5 3 ~ 8 1 1	(同左)
8 1 2	新千歳 <u>(空)</u>		8 1 2	新千歳
8 1 3	函館 <u>(空)</u>		8 1 3	函館 <u>空港</u>
8 1 4 及び 8 1 5	(省略)		8 1 4 及び 8 1 5	(同左)
8 1 6	旭川 <u>(空)</u>		8 1 6	旭川
8 1 8 ~ 8 2 2	(省略)		8 1 8 ~ 8 2 2	(同左)
8 2 3	青森 <u>(空)</u>		8 2 3	青森 <u>空港</u>
8 4 0 ~ 8 5 3	(省略)		8 4 0 ~ 8 5 3	(同左)
8 5 4	秋田 <u>(空)</u>		8 5 4	秋田 <u>空港</u>
9 0 0 ~ 9 0 6	(省略)		9 0 0 ~ 9 0 6	(同左)
9 0 7	那覇 <u>(空)</u>		9 0 7	那覇 <u>空港</u>
<u>9 0 8</u>	新石垣 <u>(空)</u>		(新規)	(新規)
9 1 0 及び 9 9 0	(省略)		9 1 0 及び 9 9 0	(同左)

## 新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵閣第 1048 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
別紙第 7 減 免 稅 条 項 等 符 号 表				別紙第 7 減 免 稅 条 項 等 符 号 表			
(定率法の部)				(定率法の部)			
符号	適用条項	減 免 稅 等 適 用 物 品 (概要)	備 考	符号	適用条項	減 免 稅 等 適 用 物 品 (概要)	備 考
11001～ 12018	(省略)	(省略)		11001～ 12018	(同左)	(同左)	
12013	(省略)	軽減税率適用品目 (省略)		12013	(同左)	軽減税率適用品目 (同左)	
12014～ 12021	(省略)	(省略)		12014～ 12021	(同左)	(同左)	
<u>12007</u>	<u>法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 9 号</u>	<u>〃 (農林漁業用重油及び粗油)</u>		(新規)	(新規)	(新規)	
12009	<u>法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 10 号</u>	(省略)		12009	<u>法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 9 号</u>	(同左)	
12010	<u>法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 11 号</u>	(省略)		12010	<u>法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 10 号</u>	(同左)	
12011	<u>法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 12 号</u>	(省略)		12011	<u>法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 11 号</u>	(同左)	
12012	<u>法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 13 号</u>	(省略)		12012	<u>法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 12 号</u>	(同左)	

## 新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
(暫定法の部)				(暫定法の部)			
符号	適用条項	減免税等適用物品（概要）	備考	符号	適用条項	減免税等適用物品（概要）	備考
25023～ 27058	(省略)	(省略)		25023～ 27058	(同左)	(同左)	
28041	(省略)	軽減税率等適用品目 (省略)		28041	(同左)	軽減税率等適用品目 (同左)	
28042～ 28062	(省略)	(省略)		28042～ 28062	(同左)	(同左)	
(削除)	(削除)	(削除)		<u>28019</u>	<u>法第 9 条第 1 項</u> <u>令第 32 条第 1 項第 16 号</u>	<u>〃</u> <u>（農林漁業用重油及び粗油）</u>	
28037	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項 <u>第 16 号</u>	(省略)		28037	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項 <u>第 17 号</u>	(同左)	
28064～ 28069	(省略)	(省略)		28064～ 28069	(同左)	(同左)	